

# 貸金業者登録票

登録番号 東京都知事(5)第31515号

登録有効期間 令和8年3月1日から  
令和11年2月28日まで

一般財団法人 首都圏不燃建築公社

日本貸金業協会会員 第005828号

# 一般財団法人首都圏不燃建築公社貸付条件表



商品名	つなぎローン
貸付の種類	証書貸付
融資額	住宅金融支援機構が発行する「融資予約(変更)通知書」に記載された融資額の範囲内かつ、建築工事代金、融資保証料、登記等諸費、土地取得費、不燃公社つなぎローン金利の合計額の範囲内
実質年率	3.00%以下
返済回数／返済方式	1回払い／元利一括返済方式(元金据置型利息後払い) ※利息を後払いとし、返済日に元利金を一括返済
遅延損害金	遅延損害金利率 年14.00%
返済期間	不燃公社つなぎローンの1回目の実行日から住宅金融支援機構の融資実行日まで。返済は機構の融資実行日 最長60か月
その他	登記費用、印紙代等が必要になります
返済例	360,000千円を年利3.00%で分割して (1回目) 108,000千円を 300日間 (2回目) 108,000千円を 120日間 (3回目) 144,000千円を 60日間、借り入れたうえ一括返済された場合  返済額 約 364,438,354円
担保	一般財団法人首都圏不燃建築公社が土地について第一順位で抵当権設定(仮登記)

※返済額は、現在の金利が1回目の融資実行時まで続くと仮定した場合のものであり、将来の金利情勢によってその額は増減します。

指定紛争解決機関 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

令和8年3月1日現在



登録番号: 東京都知事(5)第31515号  
日本貸金業協会会員: 第005828号

※デジタル原則に照らした書面揭示規制の見直しについて(令和6年3月27日東京都5産労金貸第790号)に基づく揭示